

千葉県告示第584号

千葉県自転車等の放置防止に関する条例（昭和58年千葉県条例第9号）第9条第1項規定により、次のとおり放置禁止区域を指定するので、同条第3項の規定により告示します。

令和5年7月12日

千葉市長 神谷俊一

- 1 放置禁止区域 図面のとおり
自転車等放置禁止区域（幕張駅）
- 2 指定する日 令和5年8月1日

